

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

滋賀県立総合病院において、令和4年4月に発生した医療事故について、患者のご遺族と損害賠償について合意する見込みとなったことから、その額を定めることについて議決を求めるものです。

1 損害賠償の額

(1) 金額

500 万円

なお、全額、病院賠償責任保険により補てんされる。

(2) 損害賠償に応じる理由

令和4年4月に胸腔穿刺を行ったところ、胸腔内出血を併発したことにより蘇生後脳症(低酸素脳症)となり、重篤な後遺障害が残った事案において胸腔穿刺に関する説明が不足していたことに対し賠償金を支払うもの。

2 事案の概要

(1) 患者

70 歳代(事故当時)、男性、県内在住

(2) 経過

令和4年4月

- ・ 当院外科において癌の手術を実施。
- ・ 手術後、胸部レントゲン検査で左胸水の増加が確認されたため、胸腔穿刺を実施。
- ・ カテーテル挿入後、血性胸水の排出が持続したため、胸腔内出血を併発したと判断。
- ・ 造影CT検査で出血源を確認し、輸血等の処置を行ったが、心停止となる。蘇生処置を行い、緊急手術(開胸下左胸腔内血腫除去・止血術)で心拍は再開、血圧も安定。
- ・ 手術終了後、主治医、診療科長よりご家族に手術の経過や患者の容態を説明。
- ・ 手術後、意識障害が継続。

令和4年5月

- ・ 頭部CT検査で低酸素脳症の所見を確認。

令和4年6月

- ・ 院内に事故原因の分析等を行う医療安全調査会を開催。

令和4年7月

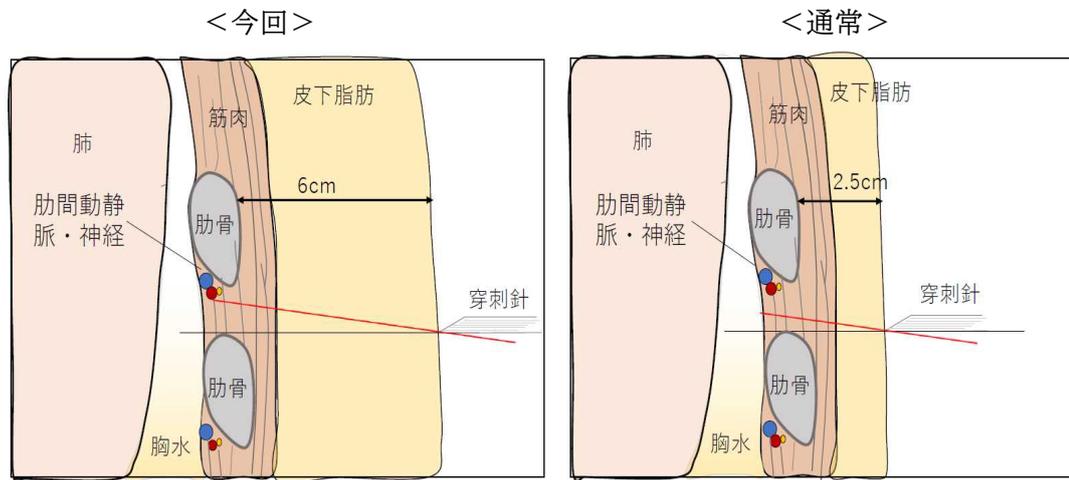
- ・ 医療安全調査結果の内容をご家族に説明し、謝罪。

令和4年11月

- ・ ご逝去。

3 事故の原因

- ・ カテーテルが肋骨下縁と肋間動脈の間に挿入されていたことから、肋間動脈を損傷し、動脈性出血が生じたと考えられる。
- ・ 胸腔穿刺にあたり、主治医は今までの経験上、通常どおりの手技で実施可能と判断したが、高度肥満患者であったため、皮膚から胸腔までの距離が長く、適切に胸腔穿刺することが困難であった。



4 再発防止策

- ・ 院内において説明文および同意書の使用を定めている処置に関しては、説明時に規定様式を用いて説明し、同意を得るよう、診療科長を通じて全職員に対し指導を実施した。
- ・ さらに、胸腔穿刺については、処置にかかる治療方針を診療科内において十分に検討し、必要に応じて追加の検査を行うことや、難易度が高いと判断した場合は呼吸器外科に対応を依頼することを周知、徹底した。